



市内の介護事業所などに就職した方に奨励金を支給します (国東市介護人材確保・定着・育成支援事業奨励金)

【申請・問合先】高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 72-5189

市では、介護人材の確保・定着・育成を図るため、市内の介護サービス事業所などに就職した介護職員の方に対し、奨励金を支給しています(市外居住者も対象です)。令和3年度から、居宅介護支援事業所などに就職した介護支援専門員の方も対象になります。

支給内容	支給金額	対象者
①就職奨励金	10万円	市内の事業所に就職した満61歳以下の介護職員(正規職員)で、要件を満たす方
②新卒者・有資格者就職奨励金	5万円	①に該当する新卒者または介護福祉士の資格を有する方
③訪問介護員就職奨励金	10万円	①に該当する訪問介護員(正規職員)、または、訪問介護員(非正規職員)で要件を満たす方
④居宅介護支援専門員就業奨励金	10万円	市内の居宅介護支援事業所などに就職した満65歳以下の介護支援専門員で、要件を満たす方
⑤キャリア形成奨励金	5万円	介護職員として3年以上在職し、社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士のいずれかの資格を取得した方

※奨励金は、就業開始日から3か月後に3万円、12か月後(4月に就職した方は11か月後)に7万円を支給します。交付時期の到来後、それぞれ申請をお願いします。

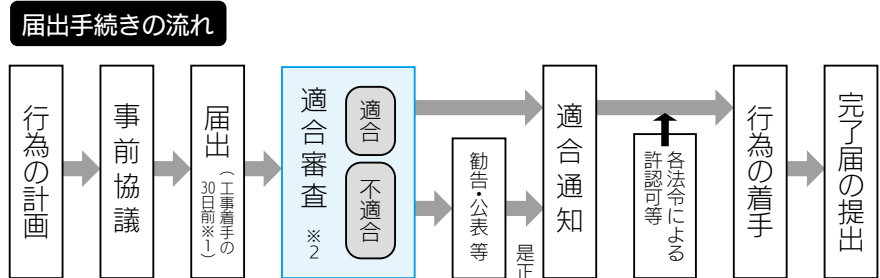


一定規模の建築行為などを行う場合は届け出が必要です (景観法における届出制度)

【問合先】まちづくり推進課 まちデザイン係 ☎ 72-5186

6月1日は「景観の日」です。市内には、両子山・文珠山を中心とした特異な地形、六郷満山文化や神仏習合等の独特な歴史文化、世界農業遺産に認定された農林水産循環、国東半島県立自然公園に指定されている美しい海岸線など、歴史や自然の貴重な景観資源があります。この景観資源を後世に引き継ぎ、良好な景観づくりに取り組むため、市は**国東市景観条例・国東市景観計画**を定めています。

市全域を「景観計画区域」としているため、一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為などを行う場合には市への届け出が必要な場合があります。



※1 原則、届出後30日は行為に着手できません。ただし、適合通知を受けた場合は、短縮が可能です。

※2 届出内容が「景観形成基準」に適合しているか判断します。



地震などによる建築物の倒壊を防ぎましょう (住宅の耐震化、危険ブロック塀などの除去に対する補助制度)

【申込・問合先】財政課 財産管理係 ☎ 72-5165

①住宅の耐震化に対する補助

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、大地震が発生した際、倒壊の危険性が高いとされています。市では、木造住宅の耐震化に対して費用の一部を補助します。

耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

補助対象

…… 昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅

補助金額

…… 全額補助(審査手数料として5,500円が必要です)
※住宅の状況によっては別途費用がかかる場合があります。

申請期限

…… 令和3年12月末

耐震改修

耐震診断により、改修が必要になった木造住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助します。

補助対象

…… 耐震診断を行った結果、基準を満たさなかったもの

補助金額

…… 経費の3分の2以内(上限80万円)。ただし、次のいずれかの場合は、上限100万円。
①床面積の合計が180㎡以上
②昭和34年以前に建築された住宅
③診断の評点が1階2階とも0.4未満
④所有者が65歳以上(所得制限あり)

申請期限

…… 令和3年12月末(工事完了期限は令和4年1月末)



【代理受領制度の活用で初期費用を抑えられます】

代理受領制度とは、補助金の受取を事業者委任し、自己負担分のみを事業者に支払うことができる制度です。耐震化にかかる初期費用をおさえられるので、便利です。

【耐震アドバイザー派遣制度をご利用ください】

木造住宅耐震診断士が自宅に訪問し、無料で耐震診断に関する相談に応じます。ご利用にあたっては、大分県建築士事務所協会 ☎ 097-537-7600 にお申込みください。

②危険ブロック塀などの除去に対する補助

地震発生時にブロック塀などの倒壊が多発しており、通行人などに危害を加えてしまうことがあります。塀の安全を確保することは、所有者の責務です。市では、危険なブロック塀などの除去にかかる費用の一部を補助します。

補助対象

…… コンクリートブロック造、れんが造、石造、その他組積造による塀

補助要件

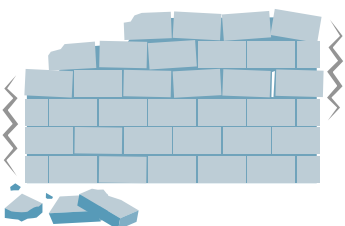
…… 次の要件をすべて満たし、国東市が危険であると確認したもの
①道路に面するもの
②高さ1m以上のもの(道路地盤面から1m以上)
③ひび割れまたは傾きが認められるもの
※別途、危険性があると市が判断したものも補助対象とします。

補助金額

…… 除去に要する費用の2分の1以内(上限10万円)

申請期限

…… 令和3年12月末(工事完了期限は令和4年1月末)



補助に関する注意事項

上記①②の補助制度は、ともに事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳しくは財政課財産管理係までお問い合わせください。